

鹿児島県立串良商業高等学校校内ネットワーク利用規程

1 目 的

- (1) 本規程は、鹿児島県立串良商業高等学校におけるコンピュータおよびネットワークの利用について定める。
- (2) 本校におけるコンピュータおよびネットワークの利用は、教育の推進および向上を目的とする。

2 適用範囲

本規程は、鹿児島県立串良商業高等学校校内ネットワーク（以下、校内LAN）を構築、運用および利用する全ての者に対して適用する。

3 IT委員会の設置

校内LANの構築、運営、管理にあたり、IT係を設置する。

4 セキュリティ教育の実施

IT係は、校内LANを利用する者に対し、セキュリティに関する教育を定期的に実施する。

5 利用の許可

校内LANの利用者は、IT係の許可を受け、LAN接続の設定、ウィルス対策ソフトのインストール後に使用する。

6 使用の制限

- (1) 学校保有のコンピュータは、学校内における教育活動（生涯学習県民大学を含む）を目的として使用するものである。
- (2) 校内LANを利用する際は、本利用規程に従い、LANの円滑な維持・運用に協力する。
- (3) 学校保有のコンピュータに、個人所有のソフトウェア、ダウンロードしたソフトウェア、ゲーム等のソフトウェアをインストールしてはならない。（IT係が認めた場合はこの限りではない。）
- (4) フリーソフトウェア・シェアウェアをインストールする場合は、IT係の許可を得る。なお、その際の使用条件は当該ソフトウェアによる。

7 機器構成の変更

- (1) 職員等は、学校保有のパソコンに対し改造および機器の増設・交換を行ってはならない。業務を遂行するために機器の増設・交換を行う必要がある場合は、IT係の許可を受けなければならない。
- (2) 職員等は、モデム等の機器を増設してほかの環境へのネットワーク接続を行うことや、外部からのアクセスを可能とする仕組みを構築してはならない。

8 LAN利用について

- (1) 許可なく校内LANを外部のネットワークに接続してはならない。
- (2) グループウェアのユーザIDは利用者一人ひとりに割り当て、ユーザIDごとに本人を認証するためのパスワードを設定する。
- (3) グループウェアの利用者は、自分のユーザID、パスワードを次の点に留意して利用者の個人の責任で管理する。
 - ア 自分のパスワードを他人に教えない。
 - イ パスワードをパソコンに保存しない。
 - ウ 一つのユーザIDを複数人で共有しない。
 - エ 不正アクセスと思われる事象を検出した場合は、速やかにIT係に報告する。
 - オ ユーザIDを使用しなくなった場合は、速やかにIT係に連絡し、ユーザIDを抹消してもらう。
- (4) グループウェアのグループ活動において、グループ作成可能なグループは、学級・委員会・部活動などとし、私的なグループの作成は認めない。また、グループを作成できるのは教職員のみとする。
- (5) 利用者はコンピュータウィルスに感染しないようにワクチン等のウィルス対策を行い、ウィルス定義ファイルは最新のものを定期的に適用する。また、定期的にウィルスチェック・Windows updateを行うこと。
- (6) 自分のコンピュータがコンピュータウィルスに感染しないように予防するとともに、他人のコンピュータに感染させないようにチェックして利用する。
- (7) 外部で利用した保存媒体（FD・MO・USBメモリ）等を校内で使用する場合は、コンピュータウィルスの感染

が無いことをチェックして利用する。

- (8) コンピュータウィルスの感染を確認した場合は速やかに校内LANから切断（LANケーブルを抜く）し、IT係へ連絡する。
- (9) 業務上知り得た情報を私的な利益のために利用してはならない。
- (10) IT係は、ウィルス定義ファイルが最新のものであるかを適宜チェックすることができる。

9 インターネット利用について

- (1) 利用については、公序良俗に反する行為や出版物、写真、映像、画像、音楽等の著作物に関する法律に違反する行為をしてはならない。
- (2) 利用時間
 - ア 授業における生徒の利用においては、授業担当者の監督・指導のもとで利用させる。なお、授業と関連した各種の調査・補習等については、授業担当者の監督のもと認める場合もある。
(放課後、土・日・祝祭日・長期休業中など)
 - イ 教職員の利用については、原則として、休み時間、昼休み、放課後とし、本来の教育活動に支障がないように十分留意する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- (3) 各種のアンケートおよび懸賞等に参加する必要がある場合は、IT委員会の許可を得る。
- (4) 公的機関のホームページにリンクする必要がある場合には、IT委員会の許可を得る。

10 IT活用推進事業に関して

- (1) 機器の使用について
 - ア 機器の使用は、校内のみとする。ただし、デジタルカメラについては、必要に応じて校外も認める。
 - イ 生徒のみの使用は原則禁止とする。使用の際は、職員の管理・指導のもとで行うこととする。
 - ウ 基本的にIT用ノートパソコン内蔵のハードディスクへのファイルの保存は自由であるが、個人の責任において別の記憶メディア（フロッピーディスク、サーバ等）にバックアップを行うこと。これは、故障時や年度初めのメンテナンスにおいて、ハードディスクを初期化することに伴い、データを消去するからである。
 - エ 保守点検の際には、IT係が一時的に回収する場合がある。
- (2) 不具合・故障が発生した場合
 - ア 機器の故障等については、IT係に報告し、IT係で対応する。
 - イ パソコンを使用していて、調子がおかしい（例：画面が赤くなる、動作が遅い、再起動を繰り返す）と感じたら、すぐにLANケーブルを抜き、管理者へ連絡すること。（ウィルス感染の危険があるため）
- (3) データの保存・管理（場所・方法）
 - ア 職員のデータ
 - (ア) グループウェアサーバ内教職員フォルダに保存する。新規フォルダの作成は可能である。
 - (イ) 各フォルダ内のデータ管理・バックアップは各自で行う。
 - イ 生徒・授業用のデータ
 - (ア) 生徒のデータは、ファイルサーバ内生徒用フォルダに保存する。新規フォルダは職員が作成すること。
 - (イ) 教職員が利用する授業用データは、ファイルサーバ内教職員用フォルダに保存する。新規フォルダ作成は可能である。

11 その他について

- (1) 利用の停止
 - 利用規程に違反した場合、IT委員会で検討し、以下のような処分を行うことができる。
 - ア 一定期間校内LANの利用を禁止する。
 - イ 状況によって別途審議する。
- (2) 損害賠償
 - 本校内LANにより発生した利用者の不利益・損害に対し、串良商業高等学校はいかなる責任も負わないものとし、いっさいの損害賠償義務はないものとする。